

1 基本的な考え方

思春期前後の発達段階においては、個を優先する未成熟な感情、排他的な思いや仲間意識を抱きがちなことから「いじめ」の出現は、特別なことではなく、どの生徒、どの学校でも起こり得るものと捉えることができる。しかし、社会が円滑な人間関係によって形成されるためには、相手の立場を理解し尊重する姿勢や、個の特性を認める等「共に生きる」という価値観と姿勢を身に付けさせなければならない。いじめに関しては、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域住民及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

いじめとは、生徒に対して、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

※喧嘩は、いじめとは区別するが、「いじり」も「いじめ」の兆候ととらえながら注意深く観察する必要がある。

田無四中では、「授業」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」等、あらゆる教育活動において個の理解と観察に努めるとともに、生徒が生き生きと取り組む姿勢を伸張する短・中・長期的な目標と評価を具体的に示し、明るく前向きで活気のある学校生活を構築していく中で、良好な人間関係を学ぶことが重要であると考えます。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を組織的に行っていく。

2 未然防止のための取組

本校ではいじめを未然に防止するために、短期的な取組と中・長期的な取組を組織的に行う。

短期的な取組では、学校いじめ対策委員会による「いじめ」の基本的定義の確認と全職員への周知徹底を図る。各学年での会議や情報交換において、生徒個人や集団の観察を交流し、早めの発見を心がけると共に、担任、学年教員をはじめ、部活動顧問による「気付き」があれば保護者への情報提供も行う。加えて、生徒からも情報収集に努める。

中・長期的な取組としては、学校いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止に係る年間計画を作成し、これに基づいて、道徳、学級活動を初めとした全領域で人道教育や人権教育の充実を図る。また、総合的な学習の時間の共通テーマである「共に生きる」を軸として、コミュニケーション能力や相互肯定感の育成を多角的に図るために、修学旅行や職場体験をはじめとした人とのかかわりを重視した取組を行う。各授業においては、ユニバーサルデザインを視野に入れた指導を大切にしつつ、授業規律を確立して、「わかる授業」を展開し、落ち着いた学習環境を整備していく。

（１）生徒への取組

定期的に相談ができる体制を設ける。また、「寄り添う教育」の考え方の下、個別の生徒への呼びかけや個人面談を適宜行う。

あらゆる教育活動を通して、生徒が良好な人間関係をつくれるよう指導を行っていく。

「いじめ防止」に関する授業を学期に１回行う。

生徒会を中心にいじめが起きない集団づくりができるように指導を行っていく。

（２）保護者・地域への取組

保護者会などを利用し、「保護者の役割として、生徒がいじめを行うことがないよう指導し、生徒がいじめを受けていることを知った際は、学校と協力していじめから守る」ことを周知していく。また、市・教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力してもらえるよう体制を整えていく。

（３）関係機関との取組

管理職や学校いじめ対策委員会の教員は、いじめ等に関する関係機関・団体や公共施設等と情報交換及び協力関係などができる体制をつくる。

3 早期発見のための取組

(1) 生徒からの情報収集

- ① いじめを受けている生徒本人、またはいじめに気付いた周りの生徒が教師やスクールカウンセラーに相談しやすい環境を作るために、年に3回「学校生活に関するアンケート」を行う。
- ② 年2回の「ふれあい週間」や9月、11月の「相談週間」を利用して、二者面談の中でいじめに関する情報を収集する。
- ③ 代議員会、生活委員会などで、定期的に学年、学級の情報を収集する。
- ④ 生徒による「きまり検討委員会」を通して、生徒自らが決まりについて考える機会をもたせる。

(2) 教師による情報収集

- ① 始業前の教室チェックや、朝学活、授業開始時の出欠確認時に生徒の様子を注意深く観察する。
- ② 授業前、授業後の休み時間は、廊下や教室で生徒の様子を注意深く観察する。
- ③ 学年会での「生徒情報交換」で学級や授業での生徒の様子を報告し、情報を共有し合う。

(3) 保護者からの情報収集

- ① 年2回の「面談週間」を利用して、三者面談の中でいじめに関する情報を収集する。
- ② 日常的に保護者との信頼関係をつくり、情報の提供を受けられる体制をつくる。
- ③ 学年PTAの会合で、定期的に学年、学級の情報を収集する。

(4) その他

生徒がいじめに気付いた場合は、放置することなく、大人や他の友達に知らせる等、主体的に行動ができる態度を日常の活動を通して養う。そのためには、いじめを見て見ぬふりをすることがないよう、いじめはよくないことであるということを生徒同士で理解を高めていく。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ① いじめ発生の情報共有（管理職、生活指導主任、学年主任への報告）
- ② 関係生徒の確認
- ③ 当該学年教員による関係生徒への聞き取り、現状の把握
- ④ 学校としての指導方針の確認（学年会、生活指導部会、教育相談部会）
- ⑤ 学校いじめ対策委員会の発足および教育指導課スクールアドバイザーへの報告
- ⑥ 教職員への情報提供及び注意喚起
- ⑦ 加害生徒へのいじめにあたる行為の確認
- ⑧ スクールカウンセラー等への連絡

(2) 被害児童・生徒への支援

- ① 被害生徒からの聞き取り（今後の学校生活への不安、要望、希望などを含めて）
- ② 被害生徒の保護者との面談
（家庭からみた現状認識の聞き取り、不安や今後の学校生活への希望など）
- ③ スクールカウンセラーとの面談の実施
- ④ 被害生徒の当該学年、クラスへの指導

(3) 加害児童・生徒への指導

- ① 加害生徒からの聞き取り（いじめ発生から現状までの経過）
- ② 加害生徒への指導（被害生徒への謝罪）
- ③ 加害生徒の保護者との面談（家庭への現状報告、今後の指導の方向性について）
- ④ 加害生徒の状況に応じてスクールカウンセラーとの面談を実施

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、以下の通り組織的に迅速に対処する。

- (1) 「4 早期対応のための取組」に基づいて初期対応を行う。
- (2) 教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告し連携し対応する。
- (3) 学校に派遣された関係機関や臨床心理士と連携し対応を行う。
- (4) 必要に応じて田無警察署と連携し対応を行う。
- (5) 市の条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- (6) 市の条例第12条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う再調査について協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

校長のリーダーシップのもとに、それぞれの教員の役割を明確にし、共通理解を図りつつ協力して指導に取り組む。学校いじめ対策委員会を中心に、全校集会での講話や学年・学級での指導を行う。

また、いじめ発見のための情報交換機能を深化し、加害者の指導体制と被害者の心のケアをふくめた体制を整備する。

(2) 相談体制

「ふれあい週間」「相談週間」など定例の相談ができる週間を設ける。また、個別の生徒への呼びかけや個人面談を行い、いじめの早期発見・早期対応に努める。

7 研修体制

- (1) 生活指導年間計画に、「いじめ」についての研修を各学期に位置付ける。
- (2) 生活指導年間計画に、「いじめ」の指導事例報告会を夏季研修に位置付ける。
- (3) いじめに関しての、リーフレットやVTR等を教材とした研修会を位置付ける。
- (4) 外部機関を講師とした研修を位置付ける。
- (5) 保護者や地域、学校運営協議会からの情報をもとにした研修を位置付ける。
- (6) 社会で起きた「いじめ」事件等の情報を教本に研修を位置付ける。